

証券コード 4398
2020年9月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
株式会社ブロードバンドセキュリティ
代表取締役社長 持 塚 朗

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、**当日のご出席は極力お控えいただき、同封の議決権行使書用紙により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年9月16日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月17日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター Room G
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第21期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 |

以 上

-
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.bbsec.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ・当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症対策について>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の座席間隔を拡げることから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の場合は、マスクのご着用や消毒液による手指の消毒等にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は会場入口において検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方は、入場をお断りさせていただきます。また、37.5度以上の発熱がない場合でも、当日体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお断りする場合がございます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの産業が低迷、下振れする一方、5Gやテレワーク関連事業等で上振れする業界も出てくるなど、業種による明暗がはっきりと出始めている状況と認識しております。

このような経済環境のもと、情報セキュリティ市場におきましては、テレワークの増加に伴うWeb会議システムのセキュリティ懸念や、テレワーク終了により社内に持ち込まれる端末のウイルス感染等による情報漏えい事故懸念、大規模製造業や通信事業者に対するサイバー攻撃など、深刻な被害につながる攻撃が増大する一方であります。

このような背景から、情報セキュリティ市場は引き続き拡大傾向にあり、当社のサービス需要も継続して増加しました。当社としては、新型コロナウイルスの感染拡大状況が不透明な中、現状の人員体制を維持しながら、一人当たりの生産性向上を追求し、利益率の向上に努めております。更に当事業年度より、全社員の1日の標準勤務時間を1時間減少(1日6.5時間勤務)とし、社員の満足度向上を進めてまいりました。現在は更に、全社原則テレワークとなった勤務形態の変更に伴う労務管理の強化を進めております。

この結果、当事業年度における業績は、売上高4,176,183千円(前期比13.8%増)、営業利益342,127千円(前期比183.2%増)、経常利益314,348千円(前期比330.1%増)、当期純利益218,224千円(前期比264.2%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は416,933千円で、その主なものは情報漏えいIT対策サービスにおけるサーバ等の関連機器（工具、器具及び備品）及びソフトウェアであります。

また、顧客のニーズに対応すべくサービス改善並びにサービス拡大のためのソフトウェア開発（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定）によるものであります。

その内訳は、次のとおりであります。

建物	1,070千円
工具、器具及び備品	36,883千円
リース資産	191,975千円
ソフトウェア	187,004千円

③ 資金調達の状況

当事業年度に所要資金として、金融機関より短期借入金として100,000千円の調達をいたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年6月期)	第 19 期 (2018年6月期)	第 20 期 (2019年6月期)	第 21 期 (当事業年度) (2020年6月期)
売 上 高(千円)	3,067,424	3,346,516	3,670,914	4,176,183
経 常 利 益(千円)	152,082	154,809	73,094	314,348
当 期 純 利 益(千円)	145,928	172,391	59,911	218,224
1株当たり当期純利益 (円)	42.23	49.89	15.58	55.10
総 資 産(千円)	1,494,084	1,646,133	2,558,825	2,702,632
純 資 産(千円)	221,292	393,684	818,990	920,152
1株当たり純資産 (円)	64.04	113.92	205.66	237.20

(注) 1. 2016年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。第18期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社で、SBIホールディングス株式会社は当社の株式を61.99%間接保有しております。

SBIインキュベーション株式会社は当社の株式を37.14%保有しております。

SBI FinTech Solutions株式会社は、当社の株式を24.84%保有しております。

② 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社の企業グループに情報漏えいIT対策サービスの販売を行っております。サービスの販売に当たっては、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。また、当社取締役会は親会社等との取引条件を把握し、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

(4) 対処すべき課題

昨今では、度重なる情報漏えい事故により、「安全はただではない」という認識が顧客企業において強くなってきたと言えます。しかし、そのような危機意識は未だ大企業の域に留まっており、今後は中小企業にもその意識が高まることが予想されます。そのような環境の中、当社では以下の点を課題ととらえ、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

① サービス品質の向上

当社が提供するサービスにおいて障害等が発生した場合には、当社のレピュテーションが低下し、受注活動を鈍化させるとともに、既存顧客の解約リスクも発生します。マネージドサービスにおけるサービス提供開始前の検証実施の強化徹底、脆弱性診断サービスにおける担当者以外の技術者による複数回によるチェックなど、障害等が発生しないための体制構築を今後も継続してまいります。

② 新サービスの開発

情報セキュリティに対する脅威は日進月歩の状況です。今日の対策が将来の対策になり得ない、と言っても過言ではなく、関連して顧客のニーズも多様化してきております。顧客がセキュリティサービスを手軽に利用できるクラウドモデルでの提供や、新たな脅威に対するサービスの開発等に努め、情報セキュリティサービス市場における差別化を進めてまいります。また、ITセキュリティ強化に対応したサービスの提供も必要であり、既に取り組んでいるPCI DSS準拠支援サービスや一般企業向けのリスクアセスメントサービス等のコンサルティングサービスにもより一層、注力してまいります。

③ストック型サービスにおける契約解除防止

当社が展開する継続サービスにおける顧客の契約解除は、当社の安定的な業績基盤を失い、業績変動に対する影響を増加させるものであるため、その対処として、定期訪問もしくはオンライン会議等による顧客満足度の調査、新たなサービスの案内、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー体制を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。

④人材の確保と育成

当社のサービスを安定的に継続提供し、更に進化させていくに当たり、人材の確保と育成は重要であります。当社は、今までの積極的な採用活動で採用した新規人材や社内人材に対して、組織全体でフォローアップできる体制を整備することで、全体のレベルアップを図ってまいります。

⑤ガバナンスに関する課題

当社では、今後内部統制システムの整備を推し進めることにより、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び遵法性の確保、コンプライアンス体制の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示を通じて、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する役員及び従業員の意識を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

事業区分	事業内容
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) (※1) 準拠のためのコンサルティングやオンサイト監査と、企業全般向けのセキュリティ強化に向けた体制作りなどの支援サービスです。
脆弱性診断サービス	企業のwebサイト等に対し、ホワイトハッカーと呼ばれる当社のエンジニアが、外部からの侵入や内容の書き換えが可能かなどの擬似攻撃をかけることで、その安全性を診断するサービスです。
情報漏えいIT対策サービス	当社のサーバ群や独自に開発したソフトウェアなどを使用した、企業の情報漏えい対策(予防、監視、発見、遮断等)のためのサービスです。主に以下のようなサービスから構成されます。 ①セキュリティ機器マネージドサービス (MSS) ②セキュアメールサービス ③マルウェア検知サービス、EDR-MSS (※2) ④標的型メール攻撃訓練サービス ⑤ウイルス感染チェックサービス ⑥SIEM (※3) 構築及び運用支援サービス ⑦デジタルフォレンジック (※4) サービス ⑧インターネット分離クラウドサービス

(注)

※1. 国際カードブランド5社 (American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA) が共同で設立した PCI SSC (PCI Security Standards Council) により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。

※2. Endpoint Detection and Response Managed Security Serviceの略で、従来型アンチウイルス製品では検知が困難なファイルレス攻撃等に対応する、次世代型エンドポイントセキュリティ製品の24時間365日体制による運用監視サービス。

※3. Security Information and Event Management の略で、ファイアウォールやIPSなどのセキュリティ機器、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベント情報を一元的に保管して管理し、脅威となる事象を把握するテクノロジー。

※4. 情報漏えいや不正アクセスなど、コンピュータが関わる犯罪が起きた際に、コンピュータ本体に記録された電子データを収集・分析して、証拠とするための技術のこと。

(6) 主要な営業所等 (2020年6月30日現在)

本	社	東京都新宿区
支	店	等
		大阪支店：大阪府大阪市北区、名古屋支店：愛知県名古屋市中村区、 韓国支店：大韓民国ソウル特別市、天王洲オフィス：東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
205名	16名増	40.8歳	5.7年

(注) 臨時従業員は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	み	ず
				ほ	銀
				行	146,636千円
株	式	会	社	南	都
				銀	100,000
				行	
興	銀	リ	ー	ス	株
				式	会
				社	53,537
NEC	キャピタル	ソリューション	株式	会社	44,125
芙蓉	総合	リ	ー	ス	株
				式	会
				社	12,416

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,400,000株

(2) 発行済株式の総数 3,987,780株

(注) ストックオプションの行使による新株式発行により、発行済株式の総数は5,380株増加しております。

(3) 株主数 2,694名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SBIインキュベーション株式会社	1,441,000株	37.14%
SBI FinTech Solutions株式会社	964,000株	24.84%
持 塚 朗	289,454株	7.46%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	125,300株	3.22%
シ ス テ ム プ ラ ザ 株 式 会 社	37,000株	0.95%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH – FIRM EQUITY (POETS)	36,700株	0.94%
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	25,000株	0.64%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	20,100株	0.51%
楽 天 証 券 株 式 会 社	16,100株	0.41%
遠 藤 大 輔	16,000株	0.41%

(注) 1. 当社は、自己株式を108,498株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式(108,498株)を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2020年3月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議し、かかる取締役会決議に基づいて以下のとおり自己株式を取得いたしました。

1. 取得した株式の種類 当社普通株式
2. 取得した株式の総数 108,300株
3. 株式の取得価額の総額 121,311,500円
4. 取得期間 2020年3月18日から2020年5月13日まで

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年3月31日
新 株 予 約 権 の 数		11,395個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 113,950株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 8,000円 (1株当たり 800円)
権 利 行 使 期 間		2018年4月15日から 2026年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,900個 目的となる株式数 29,000株 保有者数 7名
	監 査 役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
 - ②新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
 - ③その他の権利行使の条件は、2016年3月31日開催の臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
3. 監査役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	持 塚 朗	
取 締 役	滝 澤 貴 志	管理本部長
取 締 役	田 仲 克 己	診断ビジネス管掌
取 締 役	雲 野 康 成	海外ビジネス・韓国支店管掌
取 締 役	宮 崎 仁	営業推進本部長
取 締 役	岡 田 俊 弘	情報漏えいIT対策ビジネス管掌
取 締 役	紫 藤 貴 文	監査・コンサルビジネス・システム化推進管掌
取 締 役	田 中 喜 一	サービス&セキュリティ株式会社監査役
常 勤 監 査 役	松 浦 守 男	
監 査 役	平 田 裕 司	
監 査 役	福 山 将 史	株式会社ルーキー代表取締役 株式会社セイムポート代表取締役 福山公認会計士事務所所長
監 査 役	升 永 英 俊	TMI総合法律事務所

- (注) 1. 取締役田中喜一氏は、社外取締役であります。なお、当社は、田中喜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役福山将史氏及び監査役升永英俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福山将史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役升永英俊氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1)	81,065千円 (3,300)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	21,376 (10,350)
合 計 (うち社外役員)	14 (3)	102,441 (13,650)

- (注) 1. 上記には、2019年9月18日開催の第20回定時株主総会終結をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2004年9月21日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2002年6月17日開催の第2回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役田中喜一氏は、サービス&セキュリティ株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役福山将史氏は、株式会社ルーキー代表取締役、株式会社セイムポート代表取締役、及び福山公認会計士事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役升永英俊氏は、TMI総合法律事務所に所属しております。当社は、TMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 田 中 喜 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 福 山 将 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 升 永 英 俊	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営の健全性とコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システムの体制構築に関しましては、方針を取締役会で決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しかつ業務の適正を確保するための体制として決定しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、取締役管理本部長をコンプライアンスに関する統括責任者に任命すると共に、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人等が、当社の企業理念に則り、法令・定款を遵守することを周知・徹底する。
 - ・コンプライアンス活動においては、コンプライアンス委員会が統括し、関連する社内規程の整備と見直し、コンプライアンス違反が発生した場合の対応及び取締役及び使用人等への法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
 - ・研修等必要な諸活動はコンプライアンス委員会が統括し、他部門の協力を得て定期的に行う。
 - ・統括責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役に報告する。
 - ・業務執行部門から独立し、社長に直結した内部監査室が、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人等が直接情報提供できるように、内部通報窓口を設置する。
- ② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理を行う。
 - ・機密情報の保護については「文書管理規程」及び当社のISOP活動において定めている各種セキュリティに関する規程に準拠し、適切に保管管理を行う。
- (注) ISOPとは、当社造語であり、個人情報保護マネジメントシステム（Pマーク）及びISOマネジメントシステムを意味します。ISOP体制は、代表取締役社長をISOP統括責任者とした直轄組織である情報セキュリティ委員会から構成されています。情報セキュリティ委員会は取締役管理本部長をISOP管理責任者に、各本部長をISOP部門責任者とした体制で、日々のインシデント報告や是正処置などの改善提案及び報告がなされる会議で運営されています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・管理本部にてリスク管理全体を統括する。
 - ・具体的リスクが発生した場合には管理本部が対応するが、代表取締役社長が全社をあげた対応が必要と判断した場合においては、代表取締役社長を統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
 - ・リスク管理活動においては、管理本部が統括し、関連する社内規程の整備と見直しを図ると共に、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - ・中期経営計画及び年度予算等に基づいた各部門が実施すべき具体的施策を決定し、業務遂行状況を取締役会及び経営会議等において報告させる。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保する体制
- ・財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価、維持改善を行う。
 - ・各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役から求められた場合には、代表取締役社長は監査役と協議の上、専任又は兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。また、必要に応じて当該使用人を置いた場合には、使用人は監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、また、その人事に係る事項の決定は、監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ・監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人等は、業務遂行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
 - ・内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役に報告するものとする。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部通報規程において、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義するものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 - ・ 監査役は、管理本部及び内部監査室と関係を密にして、財務報告に係る内部統制について連携を図るものとする。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、その実効性を確保するため反社会的勢力の排除に関する規程を整備・周知すると共に、所轄警察署及び顧問弁護士等と緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

当社は、業績のさらなる向上を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しており、積極的なIR活動の推進により、当社の経営方針、戦略及び業績等を市場に遅滞なく伝えるよう努力してまいります。また、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要であると考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,553,813	流 動 負 債	1,171,404
現 金 及 び 預 金	829,299	買 掛 金	146,121
受 取 手 形	52,666	短 期 借 入 金	100,000
売 掛 金	431,555	一年内返済予定の長期借入金	95,576
商 品 及 び 製 品	3,079	リ ー ス 債 務	174,933
仕 掛 品	34,252	未 払 金	33,938
前 払 費 用	202,553	未 払 費 用	27,809
そ の 他 金	3,312	未 払 法 人 税 等	59,418
貸 倒 引 当 金	△2,905	未 払 消 費 税 等	99,982
固 定 資 産	1,148,819	預 り 金	32,026
有 形 固 定 資 産	331,549	前 受 収 益	396,611
建 物	26,453	そ の 他	4,984
減 価 償 却 累 計 額	△9,406	固 定 負 債	611,075
建 物 (純 額)	17,047	長 期 借 入 金	161,139
工 具、器 具 及 び 備 品	324,852	リ ー ス 債 務	349,376
減 価 償 却 累 計 額	△238,128	退 職 給 付 引 当 金	34,955
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	86,723	長 期 前 受 収 益	60,625
リ ー ス 資 産	472,624	そ の 他	4,980
減 価 償 却 累 計 額	△258,576	負 債 合 計	1,782,479
リ ー ス 資 産 (純額)	214,048	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	13,728	株 主 資 本	920,152
無 形 固 定 資 産	700,168	資 本 金	285,045
ソ フ ト ウ エ ア	164,986	資 本 剰 余 金	185,045
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	270,205	資 本 準 備 金	185,045
リ ー ス 資 産	264,976	利 益 剰 余 金	571,820
投 資 そ の 他 の 資 産	117,100	そ の 他 利 益 剰 余 金	571,820
関 係 会 社 株 式	6,980	繰 越 利 益 剰 余 金	571,820
出 資 金	500	自 己 株 式	△121,758
長 期 前 払 費 用	29,508	純 資 産 合 計	920,152
繰 延 税 金 資 産	7,959	負 債 純 資 産 合 計	2,702,632
敷 金 及 び 保 証 金	72,153		
そ の 他	0		
資 産 合 計	2,702,632		

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		4,176,183
売 上 原 価			2,946,486
売 上 総 利 益			1,229,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			887,569
営 業 外 収 益			342,127
受 取 利 息	50		
受 取 配 当 金	2		
保 険 配 当 金	264		
そ の 他	185		502
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	21,916		
為 替 差 損	6,001		
そ の 他	364		28,281
経 常 利 益			314,348
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	1,614		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,400		22,014
税 引 前 当 期 純 利 益			292,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54,799		
法 人 税 等 調 整 額	19,310		74,110
当 期 純 利 益			218,224

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	純資産 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	282,893	182,893	182,893	353,596	353,596	△391	818,990	818,990
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,152	2,152	2,152	－	－	－	4,304	4,304
当 期 純 利 益	－	－	－	218,224	218,224	－	218,224	218,224
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△121,366	△121,366	△121,366
当期変動額合計	2,152	2,152	2,152	218,224	218,224	△121,366	101,161	101,161
当 期 末 残 高	285,045	185,045	185,045	571,820	571,820	△121,758	920,152	920,152

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法により評価しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 13～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、今後の影響を見通すことは極めて困難な状況にあります。

このため、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、2021年6月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の判定等の会計上の見積りを行っております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務等

受取手形割引高	26,136千円
---------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

金銭債権	1,709千円
------	---------

金銭債務	324千円
------	-------

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
------------	-----------

借入実行残高	-
--------	---

差引額	200,000千円
-----	-----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

26,610千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,987,780株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

108,498株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当の原資	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年9月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,792千円	10円	2020年6月30日	2020年9月18日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

113,950株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。資金調達に関しては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	829,299千円	829,299千円	－千円
(2) 受 取 手 形	52,666	52,666	－
(3) 売 掛 金	431,555	431,555	－
(4) 買 掛 金	146,121	146,121	－
(5) 短 期 借 入 金	100,000	100,000	－
(6) 未 払 金	33,938	33,938	－
(7) 長 期 借 入 金	256,715	255,614	△1,101
(8) リ ー ス 債 務	524,310	534,367	10,057

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期借入金、(8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	829,299	—	—	—
受取手形	52,666	—	—	—
売掛金	431,555	—	—	—

3. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	95,576	161,139	—	—
リース債務	174,933	347,775	1,600	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,576千円
貸倒引当金	889千円
投資有価証券評価損	15,432千円
減価償却超過額	997千円
退職給付引当金	10,703千円
その他	6,393千円
繰延税金資産小計	40,993千円
評価性引当額	△32,220千円
繰延税金資産合計	8,772千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△813千円
繰延税金負債合計	△813千円
繰延税金資産の純額	7,959千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	237円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	55円10銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

株式会社ブロードバンドセキュリティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 野 俊 成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月 本 洋 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードバンドセキュリティの2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内
部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務
報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ 監査役会

常勤監査役 松浦 守男 ㊞

監査役 平田 裕司 ㊞

社外監査役 福山 将史 ㊞

社外監査役 升永 英俊 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額は38,792,820円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年9月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営責任の明確化、事業領域の拡大推進及び執行機能の強化を目的として、現行定款第24条（役付取締役）に定める社長を廃止し、最高経営責任者（CEO: Chief Executive Officer）及び最高執行責任者（COO: Chief Operating Officer）を設置する経営体制に変更することといたします。また、本体制変更に伴い株主総会及び取締役会の運営においても柔軟性を持たせるようにいたします。このため、現行定款第24条（役付取締役）並びに同第14条（議長）及び同第22条（取締役会の招集および議長）の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（議長） 第14条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。 2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 3 （条文省略） 第15条～第21条 （条文省略）	（議長） 第14条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれに当たる。 2 <u>前項において定めた取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 3 （現行どおり） 第15条～第21条 （現行どおり）
（取締役会の招集および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 3 （条文省略） 4 （条文省略）	（取締役会の招集および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>前項において定めた取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 3 （現行どおり） 4 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第23条 （条文省略） （役付取締役） 第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、 <u>社長</u> 1 名を選任し、必要に応じて、 <u>会長、副社長、専務、常務</u> を各若干名選任することができる。	第23条 （現行どおり） （役付取締役） 第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、 <u>最高経営責任者（CEO）</u> 1 名を選任し、必要に応じて、 <u>最高執行責任者（COO）</u> 1 名、 <u>役付取締役</u> を若干名選任することができる。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	持 塚 朗 (1961年4月15日)	1985年4月 コンピューターサービス(株)（現SCSK(株)）入社 1995年6月 CSKネットワークシステムズ(株)（現SCSK(株)） 取締役流通サービス営業部長 1997年4月 同社取締役NS営業部長 1999年6月 同社代表取締役社長 2002年4月 (株)CSK（現SCSK(株)）顧問 2002年7月 (株)インターネット総合研究所入社顧問 2002年9月 同社代表取締役最高執行責任者 2003年12月 (株)インターネットシーアンドオー（現当社）代表取締役社長 2004年6月 (株)ブロードバンド・エクスチェンジ（現当社）取締役 2004年10月 当社代表取締役社長（現任）	289,454株
2	滝 澤 貴 志 (1966年6月15日)	1989年4月 共同VAN(株)（現SCSK(株)）入社 2002年9月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年4月 (株)IRIコミュニケーションズ(現当社)入社 2006年1月 当社営業本部エンタープライズ営業部長 2009年7月 当社ASPサービス部長 2013年7月 当社管理部長 2013年9月 当社取締役管理部長 2014年12月 当社取締役管理部長退任 2015年1月 当社経営管理部長 2015年11月 当社マネジメントサービス本部長 2017年7月 当社内部監査室長 2019年7月 当社管理本部長 2019年9月 当社取締役管理本部長（現任）	10,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	た な か か つ み 田 仲 克 己 (1966年5月3日)	1989年 4 月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 2001年 4 月 新光証券(株) (現みずほ証券(株)) 経営企画 部長 2004年 4 月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2006年 4 月 当社SQAT事業部長 2013年11月 当社MS事業部副部長 2014年12月 当社営業本部長 2015年 9 月 当社セキュリティエンジニアリング本 部長 2016年 3 月 当社取締役セキュリティサービス本部 長 2019年 7 月 当社取締役 (診断ビジネス管掌) (現 任)	3,000株
4	く も の や す な り 雲 野 康 成 (1963年8月20日)	1987年 4 月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 2001年 9 月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年10月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2010年 6 月 当社PCI推進室長 2015年 7 月 当社セキュリティコンサルティングサ ービス本部長 2015年11月 当社セキュリティコンサルティングサ ービス本部長兼韓国支店長 2016年 3 月 当社取締役セキュリティコンサルティ ングサービス本部長 2019年 7 月 当社取締役 (監査・コンサルビジネス・ 韓国支店管掌) 2020年 1 月 当社取締役 (海外ビジネス・韓国支店管 掌) (現任)	—
5	み や ざ き ひ と し 宮 崎 仁 (1967年3月12日)	1990年 4 月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2004年 7 月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2004年10月 当社大阪支店長 2013年11月 当社セキュリティサービス本部長 2016年 4 月 当社名古屋支店長 2017年 6 月 当社営業本部東日本営業部長 2017年 9 月 当社取締役営業本部長 2019年 7 月 当社取締役営業推進本部長 (現任)	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	おか だ とし ひろ 岡 田 俊 弘 (1967年 3月14日)	1989年 4 月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2002年11月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年 4 月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入 社 2006年 1 月 当社営業本部xSP営業部長 2010年 7 月 当社マネジメントサービス事業部長 2014年 5 月 当社東日本営業本部長 2015年 7 月 当社高度情報セキュリティサービス本 部長 2019年 7 月 当社情報漏えいIT対策ビジネス管掌 2019年 9 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネス 管掌) (現任)	—
7	し どう たか ふみ 紫 藤 貴 文 (1964年 5月 3日)	1991年 6 月 北海道大学触媒化学研究センター助手 1996年11月 スイス連邦工科大学博士研究員 1998年 4 月 科学技術振興事業団研究員 1999年 4 月 東京大学理学系研究科講師 2001年 4 月 東京大学理学系研究科助教授 2007年 1 月 東京大学を辞職。個人事業主として執 筆研修、ソフトウェア開発を行う 2015年 4 月 当社入社 2017年 2 月 当社セキュリティコンサルティングサ ービス本部APAC推進部副部長 2017年 6 月 当社セキュリティコンサルティングサ ービス本部副本部長 2019年 7 月 当社システム化推進・技術管掌 2019年 9 月 当社取締役 (システム化推進・技術管 掌) 2020年 1 月 当社取締役 (監査・コンサルビジネス・ システム化推進管掌) (現任)	2,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	た な か き いち 田 中 喜 一 (1947年6月29日)	1970年 4 月 日本オリベッティ(株)入社 1988年 8 月 (株)CSK (現SCSK(株)) 入社 1991年12月 日本レジホンシステムズ(株)取締役 1995年 7 月 CSKネットワークシステムズ(株) (現 SCSK(株)) 常務取締役 2004年 2 月 (株)CSIソリューションズ代表取締役専務 2007年 4 月 同社代表取締役社長 2012年 6 月 大津コンピュータ(株)顧問 2013年11月 同社取締役副社長 2013年11月 (株)日本情報プランニング代表取締役社 長 2014年11月 大津コンピュータ(株)(現サービス&セキ ュリティ(株)) 取締役 2016年 3 月 当社社外取締役 (現任) 2016年12月 サービス&セキュリティ(株)取締役副社 長 2017年 7 月 同社顧問 2020年 1 月 同社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) サービス&セキュリティ(株)監査役	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田中喜一氏は、社外取締役候補者であります。

3. 田中喜一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり経営に携わられた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営の強化に活かしていただきたいためであります。

4. 田中喜一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年6か月となります。

5. 当社は、田中喜一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、田中喜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年9月21日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、本定時株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく8名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年25,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター Room G



交通：「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）

「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。